

✚ 貨物概要

蒸した輪切りたまねぎをころも付けし、揚げた後冷凍したもの

(成分割合)

たまねぎ	40.0%	塩	0.5%
大豆油	17.0%	ベーキングパウダー	0.5%
小麦粉	13.0%	白こしょう	0.5%
コーングリッツ	4.0%	増粘剤	0.5%
ぶどう糖	1.0%	水	22.0%
でん粉	1.0%		

(1袋当たりの重量) 500 グラム

用途：油で揚げて食する。

✚ 分類

関税率表第 2004.90 号－2－(5) (統計番号 2004.90-299) の野菜の調製品

✚ 分類理由

たまねぎをころも付けし揚げた後、冷凍したものであり、具であるたまねぎを 4 割含有しており、風味は主にたまねぎにより与えられていることから、たまねぎに特性があると認められますので、たまねぎの調製品として上記のとおり分類されます。

▲ ▲ ▲

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります (関税法第 4 条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属 (分類) となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)